ア　主体的な構想に基づく個性的，創造的な表現を追求すること。
イ　仮名の書を構成する様々な要素について理解を深めること。
ウ　書の伝統を踏まえ，仮名の書の特色を生かして創造的に表現する技能を身に付けること。

B　鑑　賞

鑑賞に関する資質・能力を次のとおり育成する。

(1) 鑑賞

鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら，次の(ｱ)及び(ｲ)について考え，書のよさや美しさを味わって深く捉えること。
(ｱ) 書の普遍的価値
(ｲ) 書論を踏まえた書の芸術性

イ　次の(ｱ)から(ｳ)までについて理解を深めること。
(ｱ) 線質，字形，構成等の要素と書の美の多様性
(ｲ) 日本及び中国等の書の伝統とその背景となる諸文化等との関わり
(ｳ) 書の歴史と書論

〔共通事項〕

表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力を次のとおり育成する。

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。
イ　書を構成する要素について，それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。

3　内容の取扱い

(1) 生徒の特性，学校や地域の実態を考慮し，内容の「A表現」については(1)，(2)又は(3)のうち一つ以上を，「B鑑賞」の(1)のイについては(ｱ)，(ｲ)又は(ｳ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。

(2) 内容の「A表現」の(2)及び(3)については，目的に応じて臨書又は創作のいずれかを通して指導することができる。

(3) 内容の取扱いに当たっては，「書道Ⅰ」の3の(5)及び(9)から(11)まで，「書道Ⅱ」の3の(1)及び(5)と同様に取り扱うものとする。

第3款　各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，各科目における見方・考え方を働かせ，各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。

(2) Ⅱを付した科目はそれぞれに対応するⅠを付した科目を履修した後に，Ⅲを付した科目はそれぞれに対応するⅡを付した科目を履修した後に履修させることを原則とすること。

(3) 障害のある生徒などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

2　内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては，学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また，コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して，表現及び鑑賞の学習の充実を図り，生徒が主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。

(2) 各科目の特質を踏まえ，学校や地域の実態に応じて，文化施設，社会教育施設，地域の文化財等の活用を図ったり，地域の人材の協力を求めたりすること。